

中小企業・小規模企業の魅力発信サポート事業 仕様書

1 事業目的

県内には、卓越した製造技術などの魅力を有する中小企業・小規模企業が多く存在する。このような様々な魅力を掘り起こし、それをデータベース化し、若者の就職時の参考となる中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という。）の魅力発信の仕組みを構築することにより、「県内在住者の流出抑止」と「県外在住者の流入促進」を図る。

2 契約期間

契約日から平成30年3月31日（土）まで

3 事業内容

（1）三重県内企業データベース「みえの企業まるわかり NAVI」に関するデータ作成及び発信等について

三重県内企業の魅力を発信する企業のデータベース「みえの企業まるわかり NAVI」に関するデータを作成し、県内企業への就職を検討している若者に対して情報発信を行うウェブサイトの編集等を行う。

ア 「みえの企業まるわかり NAVI」を発信するための取材

ハローワーク等の求人情報には記載されていない情報（経営方針、社風、キャリア形成イメージなど）について、当該企業を直接取材し、若者が知りたい企業の魅力や本質的な情報を聴き取り、データベース化を行う。

（ア）取材企業について

データベース化する企業数はこれまでに発信した200社以外に100社以上とする。対象企業は、以下のすべての条件にあてはまる企業とする。

- ・三重県内に本社または事業所を有する企業
- ・労働基準法、雇用保険法その他関連法令を遵守している企業
- ・今後3年間で35歳未満の若者の正社員採用を予定している企業

（イ）企業の選定について

企業の選定にあたっては、三重県内に本社を有する中小企業等を優先とし、官公庁や経済団体などによる被表彰企業（三重のおもてなし経営企業選、三重県男女がいきいきと働いている企業表彰制度（現「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度）など）を優先すること。

また、企業の所在地や業種等について、既存のデータベースを参照しながら全県的に偏りが出ないように配慮すること。

取材する企業は、受託者が募集することとし、三重県内商工会議所

等各種団体への協力を依頼すること。

これら取材する企業は、被表彰企業を優先して取材することとし、三重県と事前に協議の上、決定すること。

(ウ) 取材内容について

経営者や人事担当者、若手社員などを対象に取材を行い、県内企業への就職を検討する若者に対して、企業理解を促進するものとする。

○主な取材項目

①企業概要、理念、方針等

②先輩社員からのエール（就職を決めた理由、仕事のやりがい、これからの目標 等）

③人事担当からのメッセージ（自社の強み、求める人物像、これからの事業目標 等）

④インターンシップ受入情報（具体的な業務、日数、実施成果 等）

⑤会社基本情報（本社所在地、事業内容、設立年、資本金、従業員数、売上高、平均年齢、平均勤続年数、休日・休暇制度、アクセス、採用窓口、採用実績、URL）

⑥企業のPRポイント など

(エ) 大学生等による取材参加について

3（1）イ（ウ）で記載するガイドブックに掲載する企業は、大学生、短大生等（以下、「大学生等」という。）1名以上とともに取材を行うこと。取材に参加する大学生等の募集にあたっては、事前に県と協議の上、募集方法を決定し、幅広い学年の大学生等に協力してもらうこと。

イ 「みえの企業まるわかり NAVI」に関する普及啓発等

アで実施した取材に基づき新たに100社をデータベース化し、既存のデータベース200社とあわせて以下の方法で発信するとともに、県内企業への就職を検討する者に対しての普及啓発を行うこと。

(ア) 新規取材企業のページ作成

3（1）ア（ア）の企業について、「みえの企業まるわかり NAVI」ウェブサイト（<http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp/kigyonavi/>）（以下、「当該ウェブサイト」という。）において情報発信を行う。次の掲載スケジュールに基づき、当該ウェブサイトへの追加公開により情報発信すること。追加公開においては、県が作成したマニュアルをもとに作業を行うこととする。

当該ウェブサイトは県のサーバを使用し、編集については、県のサーバに存在し、当該ウェブサイトの作成に用いている既存の WordPress（GNU General Public License）を使用すること。当該ウェブサイトへ

の追加方法については、県が作成したマニュアルに従うこととする。

○掲載スケジュール

期 日	掲載社数
平成 29 年 10 月 25 日（水）まで	20 社以上
平成 29 年 12 月 22 日（金）まで	計 50 社以上
平成 30 年 2 月 28 日（水）まで	計 100 社

(イ) 既存の企業情報の時点修正、編集

昨年度までの企業 200 社の情報を、特定の日付において郵送等により照会し、(ア) のウェブサイト上において、最新のものに更新することとする。

また、当該ウェブサイトを広く利活用する際の参考とするため、どのように当該ウェブサイトが利用されたかを各企業に対して調査すること。なお、調査については、既存企業への情報照会を行う際に、あわせて行うことが望ましい。

○アンケート項目

- ①当該ウェブサイトによる求人問い合わせの有無
- ②当該ウェブサイトによるインターンシップに係る問い合わせの有無、今後県が実施するインターンシップ事業への参加意向等
- ③当該ウェブサイトをきっかけとした採用の有無 など

(ウ) 「みえの企業まるわかり NAVI ガイドブック」等の作成

取材した企業情報をもとにしたガイドブックを作成すること。

○ガイドブックの仕様

- ①フルカラー A4 版、16 ページ以上とする。
- ②取材に帯同した大学生が作成した文章も掲載すること。
- ③おしごと広場みえの案内や当該ウェブサイトの閲覧を誘導する内容を掲載し、若者にわかりやすく、企業理解の参考となるものとする。
- ④作成部数は 5,000 部とする。

(エ) 当該ウェブサイトの普及啓発方法について

県内企業への就職を検討する若者に対して、当該ウェブサイトを知ってもらい、就職時の参考としてもらえるように、効果的な普及発信を行うこと。(例：SNS による発信、大学等でのセミナーでの発信 等)

ウ 当該ウェブサイトの管理、編集

(ア) 当該ウェブサイト全体の編集

現在公開されている当該ウェブサイトがより利用しやすいものとなる

ように、県と定期的に協議を行い、編集を行うこと。編集は、県が作成したマニュアルをもとに行うこととする。

また、当該ウェブサイトの利用状況を調査するためのアンケートフォームを構築すること。なお、アンケートの内容については、県と協議を行うこと。

(イ) 当該ウェブサイトにおけるセキュリティに関すること

当該ウェブサイトの作成に使用している **WordPress** に対するセキュリティパッチの適用等、セキュリティの拡充を必要に応じて定期的実施すること。また、セキュリティパッチの適用等が円滑に行われ、ウェブサイトの管理・運営に支障をきたさないように設計書を残すこと。

また、県と協議し、ウイルス等への対応が必要だと判断された場合には、確認や対応策を講じることとする。

さらに、次年度以降の更新マニュアルを作成すること。

(ウ) 当該ウェブサイト企業情報の第三者への提供

当該ウェブサイトに掲載されたデータについて、県が認める商工会議所等の団体へ提供することの可否を各企業へ問い合わせ、結果をとりまとめること。

(2) 企業の魅力発信等セミナーの開催

採用のための自社の魅力発信のノウハウや、人材確保に対して知識のある講師を招聘して、企業の経営者や人事担当者向けセミナーを 1 回以上開催する。セミナーについては、活発な議論を行うためにワークショップを取り入れることとする。受託者がチラシ等広報物を作成するとともに、参加企業は 50 社以上の集客を図ること。開催時期は 1 2 月頃とし、場所については県と協議する。

また、セミナーの内容等についてアンケートを行い、その結果について分析・考察を行うこと。

(3) 納品物件

本業務における納品物件は次のとおりとする。

- ア 更新後のプログラムデータ
- イ 企業ページ追加のマニュアル（県が作成したものから変更があった場合）
- ウ コンテンツ内容の全打ち出し
- エ みえの企業まるわかり **NAV I** ガイドブック
- オ チラシ等広報物
- カ アンケート結果
- キ その他、県担当者が指示するもの

(4) 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書に経費台帳等を添えて、デジタルデータ式及び紙ベースでの完了報告書を2部提出すること。

4 委託費

(1) 委託費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(2) 委託費の支払い

委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

5 受託上の留意点

- (1) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

(6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、三重県に帰属する。

(7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(8) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(9) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

6 その他

(1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

(2) 事業の実施にあたっては、「地域創生人材育成事業実施要領」を遵守すること。

(3) 1か月に1回程度進捗状況を報告することとし、取材を依頼した企業や問い合わせのあった企業のリスト、取材の進捗状況等を県に報告すること。

また、県からの報告依頼を受けた場合は速やかに対応すること。

- (4) 本事業の印刷物は、古紙パルプ配合率の高い紙を使う等、なるべく環境に配慮した原材料を使用すること。